

## ○教育戦略会議規程

〔令和2年1月23日〕  
〔法人規程第11号〕

### 教育戦略会議規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する教育戦略会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 教育戦略会議は、筑波大学における教育戦略の検討及び推進を機動的に実施するための協議及び連絡調整を図ることを目的とする。

#### (業務)

第3条 教育戦略会議は、筑波大学の学群及び大学院における教育に関し、次に掲げる事項の協議及び連絡調整を行う。

- (1) 中長期的な観点に立った教育改革の構想及びその戦略的な推進に関する事。
- (2) 教育に関する全学的な施策を実行するための総合調整に関する事。
- (3) 全学的な教育上の目的のために招へいする客員教授及び客員准教授の採用に係る選考の審査（部局人事委員会の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (4) その他教育を担当する副学長（以下「教育担当副学長」という。）が必要と認める事項

#### (組織)

第4条 教育戦略会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 教育担当副学長
- (2) 教学デザイン室の室長
- (3) 教学マネジメント室の室長
- (4) 総合智教育推進委員会の委員長
- (5) 全学教育課程委員会の委員長
- (6) その他教育担当副学長が指名する者 若干人

#### (議長)

第5条 教育戦略会議に議長を置き、前条第1号の構成員をもって充てる。

- 2 議長は、教育戦略会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、次条に規定する幹事が、その職務を代行する。

(幹事)

第6条 教育戦略会議に幹事を置き、第4条第2号の構成員をもって充てる。

2 幹事は、議長の職務を助けるとともに、教育戦略会議の議事を整理する。

(任期)

第7条 第4条第6号の構成員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の構成員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教育戦略会議は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 教育戦略会議に関する事務は、関係する部課室の協力を得て、教育推進部において処理する。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、教育戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。